

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 行政上告事件、令和●●年 (〇〇) 第●●号 行政上告受理申立て事件

国側当事者・国

令和4年9月28日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和4年3月24日判決、本資料272号・順号2022-8)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和3年10月28日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分 (順号2021-26))

決 定

上告人兼申立人	X株式会社
同代表者代表取締役	A
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
同指定代理人	縣 智洋

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

令和4年9月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

裁判官 渡邊 恵理子

裁判官 今崎 幸彦

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。